

「滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）素案」の概要について

資料2

(注)★印は、新しく盛り込んだ主な施策・取組です。

第1章 プラン改定にあたって

- 趣旨**
 - 「地域における多文化共生推進プランについて」（平成18年（2006年）3月総務省自治行政局国際室通知）に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、平成22年4月にプランを策定。
 - 国においては、令和6年（2024年）6月に入管法等の改正が可決し、新たに在留資格「育成就労」が新設されることになり、今後さらなる外国人住民の増加が見込まれる。
 - 経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなるよう第3次改定版策定。
- プランの位置づけ**
 - 「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体が取り組む方向性を示す指針
- 対象者**
 - 国籍等にかかわらず、地域社会の一員として皆で取り組むことなので、本プランはすべての県民を対象とする。
- 計画期間**
 - 令和7年（2025年）度～令和11年（2029年）度の5年間

第2章 プラン改定の背景

- 滋賀県の現況**
 - 滋賀県人口：人口減少局面に入り、今後急激に進む予測。日本人は減少し、外国人は増加。
 - 県内外国人人口：令和5年（2023年）、滋賀県の外国人人口は39,366人、平成26年以降増加傾向。外国人人口の割合は2.79%。20代から30代が多く、子どもや高齢者も暮らす。
 - 国籍等別：国籍別では、ベトナム、ブラジル、中国の順に多く、3か国で県内の外国人人口の約60%。国籍は105カ国と多国籍化が続く。
 - 在留資格別：在留資格別では、「永住者」が最も多く、「就労に関する資格（技能実習、技術・人文知識・国際業務、特定技能）」や「家族滞在」の資格が増加。
 - 外国人労働者：令和5年（2023年）現在、県内の外国人労働者数、外国人雇用事業所数過去最高。
 - 教育：県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒等の人数は増加傾向。
 - 相談：コロナ以外の一般の相談件数は増加傾向が続く。
- 社会経済情勢の変化**
 - ①新型コロナウイルス等の感染症や自然災害への対応 ②デジタル技術の進展と普及 ③多文化共生に係る国の動向

第3章 これまでの取組と今後の課題

- これまでの主な取組**
 - コミュニケーション：しが外国人相談センターの運営、多言語情報誌の発行
 - 生活支援：外国語に対応する医療機関情報の提供、運転免許試験等の多言語化
 - 外国人材：滋賀県外国人材受入サポートセンターの運営、ハノイ工科大学との覚書に基づく活動
 - 教育環境：日本語指導に対応する教員の加配、市町による入学前指導等実施への補助
 - 地域づくり：市町多文化共生ワーキングの実施、人権啓発イベントでの周知
 - 指標：13指標のうち、6つの指標を達成。（1つの指標が達成見込み）
- 今後の課題**
 - ①多文化共生意識の高揚 ②コミュニケーション支援の強化 ③様々なライフステージへの対応

第4章 多文化共生推進に関する基本的な考え方

- （1）基本目標**

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

（2）滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- （1）国籍やルーツにかかわらず、みな同じ地域社会の担い手と意識している。
- （2）だれにとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。
- （3）デジタル技術を最大限活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションしている。
- （4）外国人県民等が安心して暮らし働けることで、だれもが住みよい社会となっている。
- （5）だれもが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。

第6章 多文化共生施策の推進

- 各主体の役割（県民、自治会など、市民活動団体、国際交流協会、大学など、企業、市町、県、国）
- 推進体制（庁内・県内の連携体制、広域的な連携）
- プランの目標設定と進行管理（事業進捗状況把握、指標と数値目標）

第5章 多文化共生施策の展開

【行動目標1】多文化共生の意識高揚と活力ある地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。

施策の方向性(1) 地域社会に対する意識高揚

- ①交流の場づくり
- ②多文化共生の意識づくり
- ③多文化共生意識を持った行政職員の育成

施策の方向性(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり

- ①社会活動への参加促進
- ②地域で活躍する外国人県民等の情報発信
- ③多様性を生かした地域づくり

【行動目標2】こころが通じるコミュニケーション支援

外国人県民等が、生活に必要な情報を確実に入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。

施策の方向性(1) 地域における情報の多言語化

- ①多言語による行政・生活情報の提供
- ②外国人県民等のための相談窓口の設置
- ③理解しやすい情報（やさしい日本語¹などの提供
- ④さまざまな主体との連携による情報提供

施策の方向性(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ①日本語や日本社会についての学習機会の提供
- ②日本語教育人材の育成
- ③日本語教室への支援
- ④地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

【行動目標3】安心して暮らせる生活支援

外国人県民等が、生活サービスを安心して利用でき、安全に暮らすことができる環境を整備します。

施策の方向性(1) 安心して暮らせる居住支援

- ①安心して暮らせる居住支援

施策の方向性(3) 災害時への対応

- ①防災知識等の普及啓発
- ②防災訓練の活用
- ③災害時外国人支援のための人材養成
- ④様々な主体と連携した災害時支援
- ⑤広域的な災害支援体制の構築

施策の方向性(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- ①多言語などでの社会保障等の情報提供
- ②外国人県民等の受入体制の整備
- ③外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
- ④相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携

施策の方向性(4) 生活安全における支援の充実

- ①地域安全対策の推進
- ②交通安全対策の推進

【行動目標4】外国人材の活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な人材として、外国人材を円滑かつ適正に受け入れるとともに、多様な外国人材の活躍を支援します。

施策の方向性(1) 外国人材の受入れと活躍支援

- ①外国人材にかかる支援拠点による取組
- ②適正雇用等に向けた助言や啓発
- ③海外からの外国人材の受入れ支援
- ④ハローワークや就労支援窓口における多言語対応
- ⑤定住する外国人県民等への職業訓練機会の提供
- ⑥外国人材関連施策の推進

【行動目標5】次世代を育成する教育支援

国籍やルーツにかかわらずだれもが等しく教育を受けられる環境を整備し、子ども一人ひとりが未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。

施策の方向性(1) 教育環境の整備

- ①外国人児童生徒等の受入体制の整備
- ②外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備
- ③外国人児童生徒等の進路支援への取組
- ④児童生徒への国際理解教育の推進
- ⑤外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等
- ⑥外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進
- ⑦外国人学校への支援
- ⑧夜間中学校の設置★
- ⑨外国につながるをもつ子どもの就学前の幼児教育・保育の充実

